

介護保険とは？

介護保険っ



誰が使えるの？

年齢を重ねて介護が必要になったときに、自分だけの力や家族の力だけで支えていくことができるでしょうか…。そんな時、ご本人や家族が無理をしないようにと、40歳以上の人たち皆で保険料を払い、いざ介護が必要となった時でも、最期まで自分らしく暮らせるように…という考えの元、生まれたのが「介護保険」です。

介護保険に加入をするのは40歳になった月からです。医療保険に加入をしている40歳以上の方は皆、被保険者となるので、個別の手続きは必要ありません。が！！**介護保険に加入をしたからといって、自動的にサービスが利用できるわけではありません。**介護保険の被保険者は2種類に分けられ、該当をする場合、**申請をしていただいたうえで、認定**されれば利用することが可能になります。

① 第1号被保険者：65歳以上の方

病気などの原因を問わず、寝たきり・認知症などにより介護が必要、日常生活に支援が必要と認められた場合、介護サービスを利用できます。

② 第2号被保険者：40歳から64歳の方

指定されている16種類の「特定疾病」により介護が必要になった場合に限り、介護サービスを利用できます。

特定疾病

- ・がん末期
- ・関節リウマチ
- ・筋萎縮性側索硬化症
- ・後縦靭帯骨化症
- ・骨折を伴う骨粗鬆症
- ・初老期における認知症
- ・パーキンソン病関連疾患
- ・脊髄小脳変性症
- ・脊柱管狭窄症
- ・早老症
- ・多系統萎縮症
- ・糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症
- ・脳血管疾患（脳出血、脳梗塞など）
- ・閉塞性動脈硬化症
- ・慢性閉塞性肺疾患
- ・変形性膝関節症
(両側膝関節症、股関節に著しい変形を伴う)

申請はこちらへ



介護保険の申請については、お住まいの地域の市・区役所または 該当する地域包括支援センターへご相談をしてください。以下は、泉区・瀬谷区の地域包括支援センターがある場所と連絡先になります。担当の方が不在の場合もありますので、ご相談の際は、お電話をしてから行かれることをお勧めします。

泉区地域包括支援センター所在地		
踊場 地域ケアプラザ	住 所：中田東 1-4-6	電話番号：801-2922
	該当地域：白百合、中田町、中田北、中田東、中田西、中田南	
上飯田 地域ケアプラザ	住 所：上飯田町 1338-1	電話番号：802-8200
	該当地域：上飯田町全域	
下和泉 地域ケアプラザ	住 所：和泉が丘 1-26-1	電話番号：802-9920
	該当地域：下飯田町全域、下和泉、和泉が丘、和泉町の一部（下和泉・富士見が丘地区）	
いずみ中央 地域ケアプラザ	住 所：和泉町 4732-1	電話番号：805-1792
	該当地域：下和泉・富士見が丘地区を除く和泉町全域	
新橋 地域ケアプラザ	住 所：新橋町 33-1	電話番号：810-3261
	該当地域：岡津町、弥生台、西が岡、領家、緑園、新橋町、池の谷、桂坂	

瀬谷区地域包括支援センター所在地		
二ツ橋 地域ケアプラザ	住 所：二ツ橋町 83-4	電話番号：361-9807
	該当地域：三ツ境、二ツ橋町の一部（相鉄本線から南側）、宮沢 1~4 丁目	
二ツ橋第二 地域ケアプラザ	住 所：二ツ橋町 469 せやまる・ふれあい館 1 階	電話番号：360-7855
	該当地域：二ツ橋町の一部（相鉄本線から北側）、東野、東野台、相沢 1~7 丁目、瀬谷 1~3 丁目	
中屋敷 地域ケアプラザ	住 所：中屋敷 2-18-6	電話番号：303-8100
	該当地域：中屋敷 1~3 丁目、本郷 1~4 丁目、竹村町、上瀬谷町、目黒町、五貫目町、北町、卸本町、瀬谷町、中央、瀬谷 4 丁目	
阿久和 地域ケアプラザ	住 所：阿久和南 2-9-2	電話番号：365-9892
	該当地域：阿久和東、阿久和西、阿久和南	
下瀬谷 地域ケアプラザ	住 所：下瀬谷 2-44-6	電話番号：304-1291
	該当地域：瀬谷 5~6 丁目、南瀬谷 1・2 丁目、下瀬谷 1~3 丁目、南台 1・2 丁目、橋戸 1~3 丁目、北新	